

# 農福連携の推進に向けて (ユニバーサル農園の普及・拡大)

令和7年3月6日

農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課  
農福連携推進室

# 農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)に基づく施策の推進方向について

- 「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」(令和6年6月5日農福連携等推進会議決定)に基づき、「地域で広げる」「未来に広げる」「絆を広げる」を新たなスローガンに、「農福連携等を通じた地域共生社会の実現」を目指して、法務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省が連携した施策を推進。



## 農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)の概要

地域で広げる

未来に広げる

絆を広げる

- **地域協議会**や**伴走型コーディネーター**の活動を通じて、**地域単位の推進体制づくり**を後押し
- 生産施設等の整備やスマート農業技術等の活用
- 地域での多様な連携やノウフク商品のブランド化
- 現場で**農業と福祉をつなぐ専門人材の育成**
- **農業の担い手**や**農業高校の生徒**等への普及
- **特別支援学校**の実技・実習要望に対する**農業者**による協力・支援
- **ノウフクの日(11月29日)**等による**企業・消費者も巻き込んだ国民的運動の展開**
- 社会的に**支援が必要な人たちの農業**での就労
- 世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画の場としての**ユニバーサル農園**の拡大
- **林福・水福連携**の推進

## ●地域協議会の体制イメージ

都道府県振興局、市町村、農業・福祉関係者、教育機関等が参画

## ●地域協議会で想定される取組

- ・**農業と福祉のネットワークづくり**(交流会、体験会等)
- ・**地域内の農福連携のルールづくり**(作業単価の設定等)
- ・**マッチング**や**農業実習**の受入れ
- ・事業者間で**共同した販路開拓**等



恵庭市農福連携ネットワーク(北海道)



大隅半島ノウフクコンソーシアム(鹿児島県)

## ●ユニバーサル農園とは

世代や障害の有無を超えた多様な者の交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、農業体験活動を通じて**多様な社会的課題の解決につながる場**



NPO法人土と風の舎  
こえどファーム(埼玉県)

## 農福連携等を通じた地域共生社会の実現

KPI

2030年度までに、4省庁が連携して、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする

# 今後の農政における農福連携等の位置づけ

- 改正食料・農業・農村基本法(令和6年6月5日公布・施行)でも農福連携の推進が新たに位置づけられるなど、農林水産省としても、引き続き、農福連携等の推進に力を入れることとしている。

## ○食料・農業・農村基本法の一部を改正する法律(抄)

(障害者等の農業に関する活動の環境整備)

第46条 国は、**障害者その他の社会生活上支援を必要とする者**の就業機会の増大を通じ、地域の農業の振興を図るため、これらの者がその有する能力に応じて**農業に関する活動を行うことができる環境整備に必要な施策を講ずるものとする。**

## ○「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な 施策の内容(令和5年12月27日食料安定供給・農林水産業基盤強化本部)(抄)

農福連携について、農業関係者が主体となった**地域協議会の拡大**の後押しと、**障害者だけでなく社会的に支援が必要な者(生活困窮者等)の社会参画**を促進する。

# 農福連携等推進ビジョンにおけるKPIについて

- 令和元年6月決定の「農福連携等推進ビジョン」では、令和6年度末までに「農福連携に取り組む主体を新たに3,000創出する」との目標を設定。
- 令和5年度の調査によると、農福連携の取組主体数は、4年間で3,062件増加の7,179件であり、上記の目標を達成。

令和5年度末時点において把握した農福連携の取組主体数(括弧内は前年度調査結果)

総計 ①+②+③+④=7,179件

## ①農業経営体等による取組

農林水産省・都道府県・JA全中・JA全農調べ

取り組んでいる農業経営体等数 (a)	3,399(3,000)
【参考】全国の農業経営体等数 (b) 〔「令和6年農業構造動態調査結果」より 令和6年2月1日時点〕	883,300
【参考】(a) / (b)	0.38%

令和5年度において取り組んでいた農業経営体・JA

## ③障害者就労施設(A型)による取組

厚生労働省・都道府県調べ

取り組んでいるA型事業所数 (a)	703(641)
【参考】全国のA型事業所数 (b) (国保連令和5年3月実績)	4,414
【参考】(a) / (b)	15.93%

令和4年度において取り組んでいた障害者就労施設

## ②特例子会社による取組

農林水産政策研究所調べ

取り組んでいる特例子会社数 (a)	60(51)
【参考】全国の特例子会社数 (b) 〔「令和5年障害者雇用状況の集計結果」より 令和5年6月1日時点〕	598
【参考】(a) / (b)	10.03%

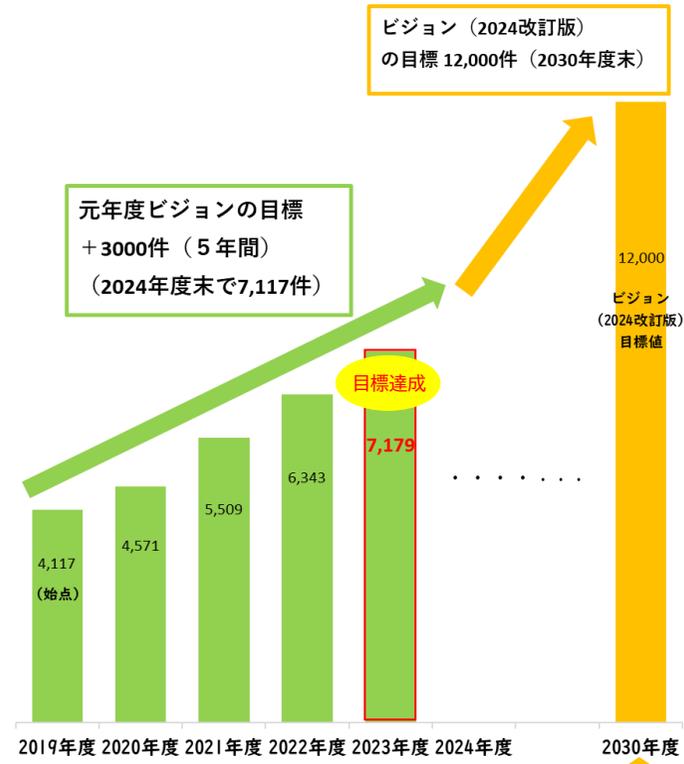
令和5年度において取り組んでいた特例子会社

## ④障害者就労施設(B型)による取組

厚生労働省・都道府県調べ

取り組んでいるB型事業所数 (a)	3,017(2,651)
【参考】全国のB型事業所数 (b) (国保連令和5年3月実績)	16,187
【参考】(a) / (b)	18.64%

令和4年度において取り組んでいた障害者就労施設



## 新たなKPI

- 令和6年6月決定の「農福連携等推進ビジョン(2024改訂版)」では、「農福連携等に取り組む主体数を令和12年度末までに12,000以上とし、地域協議会に参加する市町村数を200以上とする」との目標を新たに設定。

## Ⅳ 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

### 3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

#### (1) ユニバーサル農園の普及・拡大への取組

ユニバーサル農園は、障害者のみならず、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等の子どもから高齢者までの世代や障害の有無を超えた多様な者を対象として、農業体験活動を通じた交流・参画の場を提供するとともに、高齢者や障害者等の健康増進や生きがいづくり、メンタルヘルスの問題を抱える者等の精神的健康の確保、働きづらさや生きづらさを感じている者への職業訓練・立ち直りの場の提供など、農業体験活動を通じて多様な社会的課題の解決につながる場である。特に、人口が集中する都市部において、そのような場としての役割が期待される。ユニバーサル農園の取組を普及・拡大していくため、次の取組を推進する。

## Ⅳ 農福連携等の推進に向けた新たなアクション

### 3 絆を広げる～ユニバーサル農園の拡大と「農」「福」の広がりへの発展～

#### (1) ユニバーサル農園の普及・拡大への取組

- 市民農園をユニバーサル農園として利用していくケースも含めて、ユニバーサル農園の具体的な導入や運営方法のノウハウを取りまとめて普及を図る。
- ユニバーサル農園、福祉施設等において、農業、福祉、教育等の様々な関係者が連携して、農福連携等の取組を通じた就労支援、健康づくり、介護予防、フレイル対策、リハビリテーション、メンタルケア等に取り組む事例を、都市部における取組事例も含めて普及する。
- 直ちに就労することが著しく困難な状態にある生活困窮者に対して、農作業等を活用した支援プログラムや就労体験を通じて農業等を知る機会を提供するとともに、農業法人等で就農等に向けた就労訓練を実施する。
- 重層的支援体制整備事業において、市町村の民生部局と農林水産部局が連携して、支援対象者やその家族に寄り添いながら、ユニバーサル農園における農業体験や農業での就労へのマッチングを行う取組を周知する。
- 障害者の生涯にわたる学びの場として、ユニバーサル農園における農業体験等の活用を推進する。
- 利用者の農業での就労を目的としたユニバーサル農園の開設や休憩所などの安全・衛生設備の整備を支援する。

# ユニバーサル農園について

- 「農福連携等推進ビジョン（2024改訂版）」において、「ユニバーサル農園」は「子どもから高齢者までの世代や障害の有無を超えた多様な者を対象として、農業体験活動を通じた交流・参画、健康増進、生きがいづくり、職業訓練、立ち直りなど、農業体験活動を通じて多様な社会的課題の解決につながる場」とされている。
- ユニバーサル農園の利用を通じて、農業の持つ多面的な機能が発揮され、農地の利用の維持・拡大も期待される。

## ユニバーサル農園により期待される効果の例

### ①健康増進や生きがいづくり

- 農作業による高齢者、障がい者等の健康増進やリハビリ
- 農作物の栽培・販売や利用者同士の交流による生きがいづくり

### ②精神的健康の確保

- 土や自然に触れ、作物を育てることで、癒しや安らぎを感じる  
ことによる、精神的健康の確保

### ③雇用・就労に向けた機会の提供

- 農作物の栽培・販売や利用者同士の共同体験による、ひきこもりの状態にある者等の社会参画、就農へのチャレンジに向けた技術の習得

### ④学びの機会の提供

- 子ども等が農業を体験的に学ぶ機会や障害者の生涯にわたる学びの場の提供
- 生産した農作物の供給を通じた地域の多様な主体（例：子ども食堂、フードバンク等）との交流

世代や障害の有無を超えた多様な者の  
ユニバーサル農園の利用による農地の利用の維持・拡大

## 取組事例

### 杉並区農福連携農園「すぎのこ農園」（東京都杉並区）

- 令和3年に開設。区画の一部が地域の障害者施設や保育園等の団体向けに貸し出され、障害者等の生きがい創出や健康増進、自然体験などに活用
- 農園内には、車いすも通れる広い通路やレイズドベッドを設けるなど、バリアフリーにも配慮
- 地域の障害者施設等と連携したマルシェの定期開催等により、障害者施設の利用者が社会参画する機会を創出



障害者による収穫体験の様子



### NPO法人たかつき（大阪府高槻市）

- 平成19年に、デイサービスセンターを開所。隣接する農地を活用して、高齢者の健康維持や生きがいづくりを目的に園芸療法として農作業を実施
- レイズドベッド※を活用し、利用者個人の畑区画を導入することで、利用者が主体的に農作業に取り組むことができ、身体機能の低下予防に貢献 ※高床式の花壇
- 地域の小学生向けの農作業体験を実施し、利用者子どもたちとの交流を促すことで生きがいづくりに寄与



農作業で体を動かすことで  
運動機能を維持・向上

※①(高齢者の生きがいの創出等を目的とする場合)及び③を実施する場合には、農山漁村振興交付金において、生産施設、休憩所、トイレ等の整備等に対する支援が可能

# 地域資源活用価値創出推進・整備事業（農福連携型）

【令和7年度予算概算決定額 7,389（8,389）百万円の内数】

## <対策のポイント>

農福連携の一層の推進に向け、**障害者等の農林水産業に関する技術の習得**、**障害者等に農業体験を提供するユニバーサル農園※の開設**、**農福連携を地域で広げるための取組**、**障害者等が作業に携わる生産・加工・販売施設の整備**、**全国的な展開に向けた普及啓発**、**都道府県による専門人材育成の取組**等を支援します。

※ 農業分野への就業を希望する障害者等に対し農業体験を提供する農園

## <事業目標>

農福連携等に取り組む主体数（12,000件〔令和12年度まで〕）

## <事業の内容>

## <事業イメージ>

### 1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

### 1. 地域資源活用価値創出推進事業（農福連携型）

#### ① 農福連携支援事業

#### ① 農福連携支援事業

障害者等の農林水産業に関する技術の習得、**作業工程のマニュアル化**、**ユニバーサル農園の開設**、**移動式トイレの導入**、**農福連携を地域で広げるための取組**等を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：定額（上限：150万円/年、経営支援又は地域協議会の設立及び体制整備300万円/年、作業マニュアルの作成等）に取り組む場合は初年度の額に40万円加算可能）】



農産加工の実践研修

養殖籠補修・木工技術の習得

移動式トイレの導入

ユニバーサル農園の開設

#### ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

#### ② 普及啓発・専門人材育成推進対策事業

農福連携の**全国的な横展開に向けた取組**、**農福連携の定着に向けた専門人材の育成**等を支援します。

【事業期間：1年間、交付率：定額（上限500万円等）】



普及啓発に係る取組

人材育成研修

### 2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

### 2. 地域資源活用価値創出整備事業（農福連携型）

障害者等が作業に携わる**生産施設**、**ユニバーサル農園施設**、**安全・衛生面に係る附帯施設等の整備**を支援します。

【事業期間：上限2年間、交付率：1/2（上限：簡易整備200万円、高度経営1,000万円、経営支援2,500万円、介護・機能維持400万円）】



農業生産施設(水耕栽培ハウス)

苗木生産施設

養殖施設

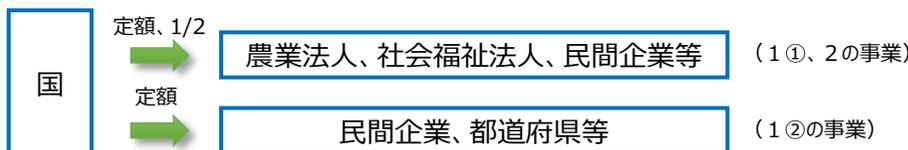
休憩所、トイレの整備

園地、園路整備

処理加工施設

※下線部は拡充事項

## <事業の流れ>



## 農福連携の推進

### 【事業実施主体】

- ・農林水産業を営む法人
- ・社会福祉法人
- ・特定非営利活動法人
- ・医療法人
- ・一般社団法人
- ・一般財団法人
- ・公益社団法人
- ・公益財団法人
- ・地域協議会\*
- ・民間企業 ほか



※地域協議会の構成員に市町村を含むこと  
 ※個人に対する助成はできません

- ・課題の把握
- ・事例の蓄積
- ・専門人材による助言

都道府県

- 農福連携に取り組もうとする農業法人と福祉事業所のマッチングや職場定着を支える専門人材を育成・派遣

- このほか、全国的な普及啓発や官民一体での取組により農福連携の認知度の向上及び取組を促進

### < 整備事業（ハード） >

#### ○農林水産物生産施設等の整備

障害者や生活困窮者等の雇用・就労、**高齢者の生きがいがづくりやリハビリを目的とした農林水産物生産施設（農園、園路の整備を含む）、農林水産物加工販売施設、休憩所、衛生設備、安全設備等の整備に必要な経費を支援**

事業実施期間：基本1年間  
 交付率等：1/2  
 上限：簡易整備(200万円)、介護・機能維持(400万円)、高度経営(1,000万円)、経営支援(2,500万円)

#### 【整備事業の主な要件】

- ・原則、農福連携支援事業のうち農福連携の取組と併せて行うこと。ただし、条件を満たす場合には整備事業単独での実施が可能
- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者(就労に向けた支援計画策定者)、高齢者(要介護認定者)、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに5名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること
- ・農林水産物加工販売施設に供する農林水産物は、事業実施主体及び連携する者が生産したものが過半を占めること

### < 農福連携支援事業のうち農福連携の取組（ソフト） >

#### ○技術習得や分業体制の構築

作業の効率化や生産物の品質向上等、農福連携を持続するための取組、**ユニバーサル農園（農業分野への就業を希望する障害者等に対し、職業訓練の体験を提供する農園。）の開設、移動可能なトイレのリース導入等に必要な経費を支援**

- ・専門家の指導による農産物等の生産・加工技術、販売・経営手法等の習得を行うための研修、視察等
- ・**ユニバーサル農園の運用初期に必要な管理・指導者の配置、農産物栽培に要する消耗資材等**
- ・分業体制の構築、作業手順の図化、マニュアル作成

(注)雇用・就労する障害者等の賃金や法人運営費は助成対象外

※条件を満たす場合には農福連携支援事業単独での実施が可能

事業実施期間：3年間  
 (支援期間：最大2年間  
 +自主取組：1年間)  
 交付率等：定額  
 上限：150万円/年、  
 300万円/年(整備事業の経営支援を実施する場合)

※マニュアル作成は、初年度に40万円を加算可能

#### 【農福連携支援事業のうち農福連携の取組のみ利用する場合の主な要件】

- ・農林水産分野の作業に携わる障害者、生活困窮者(就労に向けた支援計画策定者)、高齢者(要介護認定者)、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者を事業実施3年目までに3名以上増加させること。ただし、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者の増加については障害者との組み合わせであって、過半数が障害者であること

### < 農福連携支援事業のうち地域協議会の設立及び体制整備（ソフト） >

#### ○地域協議会の設立及び体制整備

地域協議会が地域における農福連携の推進のために行う活動内容の検討、調査、先進地視察、意見交換会、ワークショップの実施、活動計画の策定等に必要な経費を支援  
 ※事業実施主体は地域協議会のみ

事業実施期間：3年間  
 (支援期間：最大2年間  
 +自主取組：1年間)  
 交付率等：定額  
 上限：300万円/年

#### 【地域協議会の設立及び体制整備を利用する場合の要件】

- ・事業実施3年目までに地域協議会に参画し新たに農福連携に取り組む主体を3主体以上増加させること
- ・事業実施3年目までに地域における農福連携の取組拡大に向けた活動計画を策定すること

### < 都道府県専門人材育成支援事業（ソフト） >

#### ○農福連携を支援する人材の育成

農林水産業の現場における障害者等の雇用・就労に関してアドバイスする農福連携技術支援者\*、障害者就労施設等による農作業請負(施設外就労)のマッチングを支援する人材(施設外就労コーディネーター)等の育成に必要な経費を支援

※ 農林水産省のガイドラインに基づく研修を受講し、認定された者

事業実施期間：1年間  
 交付率等：定額  
 上限：500万円/年

KPI

2030年度までに、農福連携等の取組主体数(※)を12,000件以上とする

(※)農業経営体等、障害者就労施設、高齢者施設、矯正施設、更生保護施設、特別支援学校、ユニバーサル農園等

ユニバーサル農園については以下のとおり調査を検討中

調査対象

**調査対象のユニバーサル農園は(1)～(2)の全てに該当する農園とする**

但し、以下は対象外とする。

- ・障害者就労施設が利用者の工賃向上を目的に農業参入する取組
- ・障害者就労施設、農業者による施設外就労の取組
- ・農業者が障害者等を直接雇用する取組

(1)下記のいずれかを目的とした農業体験活動実施していること。

多様な者の交流・参画、就労・就農に向けた訓練・実習、健康づくり、生きがいづくり、介護予防、フレイル対策、リハビリテーション、メンタルケア、園芸療法、学びの場としての体験

(2)社会的に支援が必要な者(障害者、高齢者(※)、生活困窮者、ひきこもりの状態にある者、犯罪をした者等のいずれか)が農業体験活動に参加できること。具体的には下記のいずれかを満たしていること。

- ・農園利用者を募集する際に社会的に支援が必要な者を対象に定めていること。
- ・社会的に支援が必要な者の専用区画があること。
- ・社会的に支援が必要な者に配慮した施設や構造等になっていること。  
(例:レイズドベッドの導入、バリアフリー構造)
- ・社会的に支援が必要な者が参加していること。

※高齢者:65歳以上の者

調査  
スケジュール

令和7年3月依頼→令和7年6月中旬×予定

調査ルート

農林水産省農福連携推進室→農福連携全国都道府県ネットワーク(※)

※47都道府県の農福連携主管部長が会員。